

入札参加資格の承継に関する手引き

入札参加資格の承継が必要な場合は、この手引きに従って書類を作成のうえ提出してください。

1 入札参加資格の承継とは

相続、合併、分割又は事業譲渡等により、入札参加資格の審査を受け、入札参加資格者名簿に登載されている者（以下「有資格者」という。）から当該営業の一切を継承した者は、所定の手続きをすることにより、その入札参加資格を承継することができます。

2 入札参加資格の承継ができる者

(1) 個人事業主の事業承継

有資格者である個人の死亡等により、当該事業を引き継いだ者（「新事業主」）



(2) 合 併

ア 有資格者である会社が新設合併を行った場合の新設会社（「合併新設会社」）
なお、合併する会社のうち、少なくとも1つの会社が有資格者であれば可。

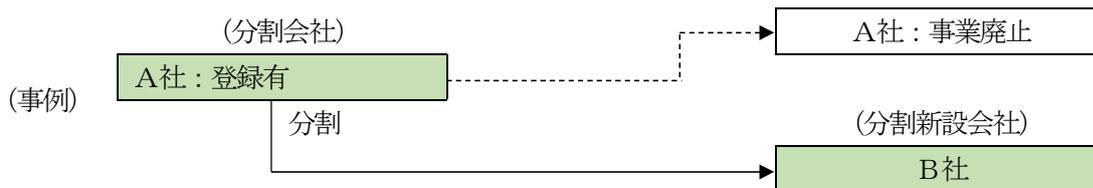


イ 有資格者である会社を吸収合併した既存の会社（「合併存続会社」）

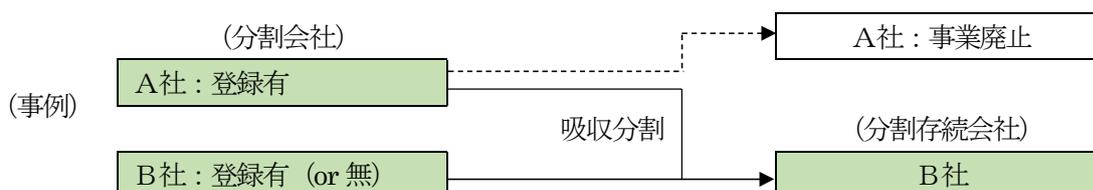


(3) 分 割

ア 営業の全部を他の会社に承継させるために会社分割を行った有資格者である会社（「分割会社」）の当該事業部門の事業活動が廃止された場合における当該営業を承継した新設会社（「分割新設会社」）

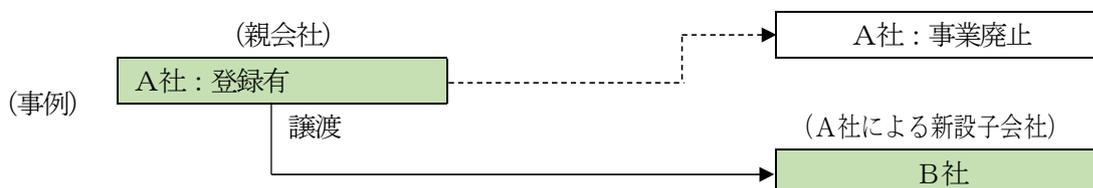


イ 営業の全部を他の会社に承継させるために会社分割を行った有資格者である会社（「分割会社」）の当該事業部門の事業活動が廃止された場合における当該事業を承継した既存の会社（「分割存続会社」）

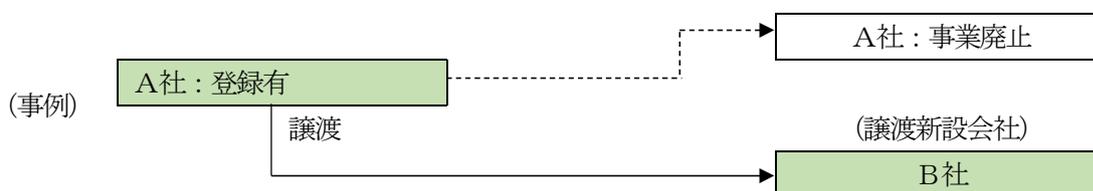


(4) 事業譲渡

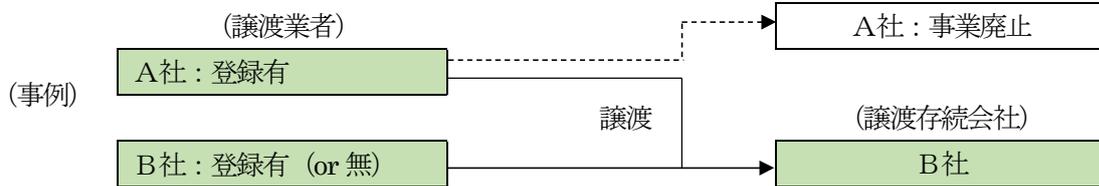
ア 有資格者である親会社がある事業の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該事業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該事業部門の事業活動が廃止された場合における子会社



イ 有資格者である会社が、当該事業部門の事業活動を廃止し、当該事業部門を新たに設立した会社に譲渡した場合における新設会社（「譲受新設会社」）



ウ 有資格者である会社が、当該事業部門の事業活動を廃止し、当該事業部門を既存の会社に譲渡した場合における存続会社（「譲受存続会社」）

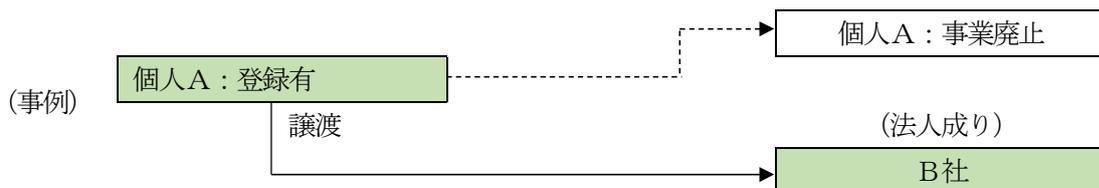


(5) 法人成り

有資格者である個人がその事業を廃止し、その者が事業のために使用していた財産の全部を提供し、代表者として新たに設立した会社（「法人成り」）

なお、個人業者の法人成りによる入札参加資格の承継は、次の要件を満たしているときのみ認められる。

- a 個人が事業を廃止していること。
- b 事業の承継時において、廃業した個人が法人の代表権を有していること。

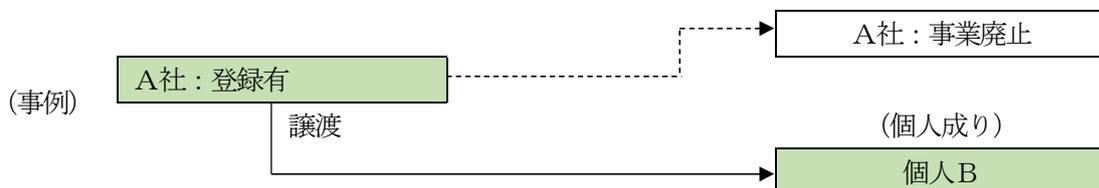


(6) 個人成り

有資格者である法人がその事業を廃止し、その代表者が新たに個人業者となった場合（「個人成り」）。

法人の個人成りによる入札参加資格の承継は、次の要件を満たしているときのみ認められる。

- a 承継申請時において、法人が解散していること。
- b 承継者が法人の解散時における代表者であること。



(7) その他

上記のほか、資格を有する者の資格を承継させることが適当と認められる者

3 入札参加資格の承継ができない者

- (1) 入札参加資格のある法人が、入札参加資格のない法人を吸収合併（吸収分割）した場合は対象となりません。
- (2) 入札参加資格の承継は、当該承継を申請する業務区分（「建設工事」、「設計・調査・測量」、「土木施設維持管理」、「物品購入」、「維持管理業務」又は「建設資材」）に係る営業の一切が移転したと認められる場合にのみであり、次に該当する場合は営業の一切が移転したとは認められず、承継ができませんのでご注意ください。
 - ① 例えば、「建設工事」を申請する場合で土木一式工事業と建築一式工事業とを併業する者から、土木一式工事業のみを譲受された場合で、土木一式工事業の入札参加資格の地位を承継しようとする場合
 - ② いわゆる「暖簾分け」により入札参加資格の地位を承継しようとする場合
 - ③ その他上記①②に類する場合
- (3) 建設工事について申請する場合、次のいずれかに該当する者は、申請できません。
 - ① 申請する業種について、建設業法第3条第1項の規定による許可を受けていない者
 - ② 申請する業種について、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（申請時において有効なもの）を受けていない者
- (4) 「設計・調査・測量」の測量業務については、測量法第55条第1項の規定による登録（測量業者登録）を受けていない場合は、申請できません。
- (5) 「設計・調査・測量」の建築コンサルタント業務のうち、「建築意匠」については、建築士法第23条第1項の規定による登録（建築士事務所登録）を受けていない場合は、申請できません。

4 被承継者及び承継者について

「被承継者」及び「承継者」は次表のとおり

	被承継者	承継者
個人事業主の事業承継	前事業主	新事業主
合 併	解散会社	合併新設会社（合併存続会社）
分 割	分割会社	分割新設会社（分割存続会社）
事業譲渡	事業譲渡人	事業譲受人
法人成り （個人から法人）	個 人	法 人
個人成り （法人から個人）	法 人	個 人

5 建設工事における社会保険等の加入について

(1) 社会保険等の加入について

本市では社会保険等の加入を、建設工事に係る入札参加資格申請の要件として定めています。

※ 社会保険等とは、「健康保険、厚生年金保険、雇用保険」の3保険のことです。

(2) 社会保険等の加入状況に係る確認方法について

提出書類の1つである「経営事項審査の総合評定値通知書の写し」の「その他の審査項目（社会性等）」欄で確認します。

① すべての社会保険等の加入の有無が「有」または「除外」となっている場合

社会保険等に加入しているものとします。

ただし、次の枠囲み記載の事由により未加入とする場合もあります。この場合は、(3)③の書類により加入の有無を確認します。該当する者は必要書類を提出してください。

雇用保険法の改正（平成29年1月1日施行）により、65歳以上の者も雇用保険の加入対象者となった。そのため、当該保険が「除外」となっている場合、その理由が「すべての従業員65歳以上」のみの場合は未加入であるとします。

② いずれかの社会保険等の加入の有無が「無」となっている場合

社会保険等に未加入であるとみなします。

③ 上記②に該当するが、経営事項審査申請後に社会保険等に加入した場合

次に示す「申請日現在に、社会保険等に加入されていることが確認できる資料」を提出した場合は、社会保険等に加入しているものとみなします。

(3) 提出書類について

① 健康保険（領収書の写しは、最新のものに限り）

加入先	提出資料
年金事務所	年金事務所発行の保険料領収書の写し
健康保険組合	健康保険組合発行の保険料領収書の写し
建設業関係の国民健康保険組合	なし（※欄外参照）

※ 年金事務所健康保険被保険者適用除外承認を受けており、建設業関係の国民健康保険組合に加入している場合、健康保険は適用除外となります。この場合は、年金事務所発行の「厚生年金保険料の領収書」で健康保険料が0円になっていることを確認します。

② 厚生年金保険（領収書の写しは、最新のものに限り）

加入先	提出資料
年金事務所	年金事務所発行の保険料領収書の写し

※ 前述①、②について

健康保険及び厚生年金保険の加入先が両方とも年金事務所の場合、領収書はひとつなので1部提出して下さい。

加入したばかりで前述の領収書が未到達の場合は、次のa、bのどちらかを提出して下さい。

a 「被保険者標準報酬決定通知書」の写し（最新のものに限り）

b 「適用通知書」の写し

③ 雇用保険（領収書の写しは、最新のものに限る）

納付方法	提出資料 ア、イの両方
ハローワークに直接申告し納付している場合	労働（雇用）保険の保険料申告書の写し＋領収書の写し
労働保険事務組合に委託をしている場合	事務組合発行の保険料納入通知書の写し＋領収書の写し

※ 上記の確認資料が用意できない場合は、組合発行の加入証明書等の提出をお願いします。

※ なお、加入したばかりで上記の申告書、通知書、領収書が未到達等の場合は、次のいずれかの確認資料を提出してください。

- a 「雇用保険加入済確認願」の原本
- b 「雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）」の写し
- c 「雇用保険適用事業所設置届事業主控」の写し

6 土木施設維持管理における社会保険等の加入について

(1) 社会保険等の加入について

本市では社会保険等の加入を、土木施設維持管理に係る入札参加資格申請の要件として定めています。

※ 社会保険等とは、「健康保険、厚生年金保険、雇用保険」の3保険のことです。

(2) 社会保険等の加入状況に係る確認方法について

① 建設工事も承継する場合

提出書類の1つである「経営事項審査の総合評定値通知書の写し」の「その他の審査項目（社会性等）」欄で確認します。

ア すべての社会保険等の加入の有無が「有」または「除外」となっている場合

社会保険等に加入しているものとします。

ただし、次の枠囲み記載の事由により未加入とする場合もあります。この場合は、(3)③の書類により加入の有無を確認します。該当する者は必要書類を提出してください。

雇用保険法の改正（平成29年1月1日施行）により、65歳以上の者も雇用保険の加入対象者となった。そのため、当該保険が「除外」となっている場合、その理由が「すべての従業員65歳以上」のみの場合は未加入であるとします。

イ いずれかの社会保険等の加入の有無が、「無」となっている場合

社会保険等に未加入であるとみなします。

ウ 上記①イに該当するが、経営事項審査申請後に社会保険等に加入した場合

(3)に示す「申請日現在に、社会保険等に加入されていることが確認できる資料」を提出した場合は、社会保険等に加入しているものとみなします。

① 建設工事を承継しない場合

(3)に示す「申請日現在に、社会保険等に加入されていることが確認できる資料」を提出した場合は、社会保険等に加入しているものとみなします。

(3) 提出書類について

① 健康保険（領収書の写しは、最新のものに限る）

加入先	提出資料
年金事務所	年金事務所発行の保険料領収書の写し
健康保険組合	健康保険組合発行の保険料領収書の写し
建設業関係の国民健康保険組合	なし（※欄外参照）

※ 年金事務所で健康保険被保険者適用除外承認を受けており、建設業関係の国民健康保険組合に加入している場合、健康保険は適用除外となります。この場合は、年金事務所発行の「厚生年金保険料の領収書」で健康保険料が0円になっていることを確認します。

② 厚生年金保険（領収書の写しは、最新のものに限る）

加入先	提出資料
年金事務所	年金事務所発行の保険料領収書の写し

※ 前述①、②について

健康保険及び厚生年金保険の加入先が両方とも年金事務所の場合、領収書はひとつなので1部提出して下さい。

加入したばかりで前述の領収書が未到達の場合は、次の a、b のどちらかを提出して下さい。

- a 「被保険者標準報酬決定通知書」の写し（最新のものに限る）
- b 「適用通知書」の写し

③ 雇用保険（領収書の写しは、最新のものに限る）

納付方法	提出資料 ア、イの両方
ハローワークに直接申し納付している場合	労働（雇用）保険の保険料申告書の写し＋領収書の写し
労働保険事務組合に委託をしている場合	事務組合発行の保険料納入通知書の写し＋領収書の写し

※ 上記の確認資料が用意できない場合は、組合発行の加入証明書等の提出をお願いします。

※ なお、加入したばかりで上記の申告書、通知書、領収書が未到達等の場合は、次のいずれかの確認資料を提出してください。

- a 「雇用保険加入済確認願」の原本
- b 「雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）」の写し
- c 「雇用保険適用事業所設置届事業主控」の写し

7 承継申請に必要な書類

入札参加資格の承継を受けようとする者（承継者）は、**競争入札参加資格承継申請書に必要事項を記入のうえ、次の添付書類と共に提出**してください。

※なお、提出された書類で事実関係等が確認できない場合は、必要に応じて他の確認書類の提出を求める場合があります。

(1) 「建設工事」「設計・調査・測量」「土木施設維持管理」

① 承継の事由により必要な書類

No.	添付書類	要件
1	承継者の戸籍謄本（※1）	相続の場合
2	被承継者の除籍謄本（※1）	
3	遺産分割協議書等相続を明らかにする書類の写し （遺産分割協議書に代わり相続人全員の同意書でも可）	
4	承継者の個人事業の開業・廃業等届出書の写し 【納税地の所轄税務署長に提出したもの】	個人事業主の事業承継の場合
5	被承継者の個人事業の開業・廃業等届出書の写し 【納税地の所轄税務署長に提出したもの】	
6	合併契約書の写し	合併の場合
7	分割計画書又は分割契約書の写し	分割の場合
8	事業譲渡契約書の写し	事業譲渡の場合
9	被承継者の履歴事項証明書（※1,2） 【解散の場合は閉鎖事項証明書】	合併、分割、事業譲渡又は個人成りの場合
10	被承継者の許可行政庁に提出した建設業廃業届の写し 【受理印が押印されているもの】	相続、合併、分割、事業譲渡、法人成り又は個人成りで建設工事を申請する場合

② 承継の事由に関わらず必要な書類（全て承継者の書類）

No.	添付書類	要件
1	様式B-1 競争入札参加資格審査申請書（基本共通情報）	なし（必ず提出）
2	様式C-1 競争入札参加資格審査申請書（基本個別情報）	
3	様式E-8 委任状・使用印鑑届	営業所登録の場合：委任状（A） 本店登録の場合：使用印鑑届（B）
4	後見登記されていないことの証明書（※1） 【法務局が交付するもの】	個人の場合
5	身分証明書（※1） 【本籍地市町村が交付するもの】	
6	納税証明書（その3の2）（※1,2） 【税務署が交付するもの】	

No.	添付書類	要件
7	履歴事項全部証明書 (※1, 2) 【地方法務局が交付するもの】	法人の場合
8	法人番号の確認資料 【国税庁法人番号公表サイトで法人情報の画面を印刷したもの】	
9	納税証明書 (その3の3) (※1, 2) 【税務署が交付するもの】	
10	納税証明等申請書兼証明書 (※1, 2) 【川越市収税課及び各市民センターが交付するもの】	申請事業所が川越市内の場合
11	様式E-9 申請事業所の外観、内部写真・案内図	
12	様式B-2 建設工事請負共通情報	「建設工事」を申請する場合
13	建設業許可が分かる書類 (許可行政庁に提出した建設業許可申請書の写し) 【受理印が押印されているもの】	
14	経営事項審査結果通知書の写し	
15	社会保険等の確認資料	「建設工事」を申請する場合で、経営事項審査の受信申請後に、社会保険等に加入した場合 (手引き P 5～6 参照) 「土木施設維持管理」を申請する場合 (手引き P 7～8 参照)
16	様式B-3 設計・調査・測量共通情報	「設計・調査・測量」を申請する場合
17	測量業の登録が分かる書類 (測量業者登録証明書の写し)	「設計・調査・測量」の測量業を申請する場合
18	建築士事務所の登録が分かる書類 (建築士事務所登録証明書の写し)	「設計・調査・測量」の建築関連コンサルタント業務のうち、建築意匠を申請する場合
19	様式B-4 土木施設維持管理共通情報	「土木施設維持管理」を申請する場合
20	様式 資本関係・人的関係調書	「資本関係・人的関係」がある場合

※1 写し可

※2 申請日前3箇月以内に発行 (交付) されたもの

(2) 「物品納入」「維持管理業務」「建設資材」

① 承継の事由により必要な書類

No.	添付書類	要件
1	承継者の戸籍謄本 (※1)	相続の場合
2	被承継者の除籍謄本 (※1)	
3	遺産分割協議書等相続を明らかにする書類の写し (遺産分割協議書に代わり相続人全員の同意書でも可)	
4	承継者の個人事業の開業・廃業等届出書の写し 【納税地の所轄税務署長に提出したもの】	個人事業主の事業承継の場合
5	被承継者の個人事業の開業・廃業等届出書の写し 【納税地の所轄税務署長に提出したもの】	
6	合併契約書の写し	合併の場合
7	分割計画書又は分割契約書の写し	分割の場合
8	事業譲渡契約書の写し	事業譲渡の場合
9	被承継者の履歴事項証明書 (※1, 2) 【解散の場合は閉鎖事項証明書】	合併、分割、事業譲渡又は個人成りの場合

② 承継の事由に関わらず必要な書類 (全て承継者の書類)

No.	添付書類	要件
1	経営事項調査カード	なし (必ず提出)
2	委任状	営業所登録の場合
3	使用印鑑届	本店登録の場合
4	後見登記されていないことの証明書 (※1) 【法務局が交付するもの】	個人の場合
5	身分証明書 (※1) 【本籍地市町村が交付するもの】	
6	納税証明書 (その3の2) (※1, 2) 【税務署が交付するもの】	
7	履歴事項全部証明書 (※1, 2) 【地方法務局が交付するもの】	法人の場合
8	法人番号の確認資料 【国税庁法人番号公表サイトで法人情報の画面を印刷したもの】	
9	納税証明書 (その3の3) (※1, 2) 【税務署が交付するもの】	
10	納税証明等申請書兼証明書 (※1, 2) 【川越市収税課及び各市民センターが交付するもの】	申請事業所が川越市内の場合
11	申請事業所の外観、内部写真	
12	当該営業に係る許可証明書又は登録証明書の写し	許可・認可・登録等を営業の要件としている営業種目の申請がある場合

※1 写し可

※2 申請日前3箇月以内に発行 (交付) されたもの

書類作成上の留意事項

- ・書類はA4サイズにて作成してください。
- ・提出書類は郵送でも受け付けます。控えを希望する場合には、「返信先を明記して所定の切手を貼った返信用封筒」と「受領印を押印する控え書類」の2点を同封してください。

8 承継後の入札参加資格について

- (1) 承継後の入札参加資格（業種、営業種目、格付、総合評定値等）は、被承継者の入札参加資格を維持（同内容）します。承継する入札参加資格以外で業種又は営業種目（以下「業種等」という。）を追加したい場合は、別途実施する定期登録又は追加登録の手続きをしてください。

なお、承継に伴う再審査は実施しておりませんので、承継者が既に有している入札参加資格については承継することができません。

- (2) 承継後の入札参加資格に対する有効期間は、被承継者に与えられていた残りの有効期間となります。
- (3) 業種等の数の上限は申請区分毎に5つ（設計・調査・測量は6つ、土木施設維持管理は4つ）までであり、承継を行った場合であっても上限を超える申請はできません。また、有効期間内において、一度資格審査を受けた業種等を他の業種等に変更することはできません。

例：承継者において既に上限を満たす登録がある場合は、被承継者が有している別の業種等を承継者に承継させることはできません。（例えば上限が5つの申請区分の場合、承継者が登録する業種等の1つを抹消し、4つの登録となっている場合も同様です）

- (4) 登録する業種数等の都合により、承継することができない業種等があった場合は、被承継者において、当該業種に関し入札参加資格を取り下げる旨の変更届が別途必要となります。
- (5) 電子入札共同システムを利用している場合は、新たにIDを設定する場合があります。なお、その場合に入札に参加が可能となる時期は新たなIDが付与されてからとなりますのでご注意ください。
- (6) 承継者が有資格者である場合、承継に係る審査が終了するまでの間は、従前に入札参加資格を継続するものとします。新設会社等については承継に係る審査が終了するまで、入札参加資格は付与されません。

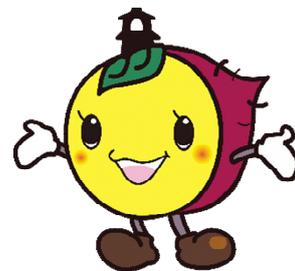
9 申請書の提出先及び問合せ先

川越市役所 総務部 契約課 管理担当

住 所：〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1

電 話：(代表) 049-224-8811 内線2251

(直通) 049-224-5632



川越市マスコットキャラクター ときも